



厚生労働省佐賀労働局発表
平成 29 年 8 月 4 日(金)

【照会先】
厚生労働省佐賀労働局労働基準部賃金室
室 長 重松 孝視
室 長 補 佐 新宮 卓俊
(電話) 0952(32)7179(直通)

「佐賀県最低賃金」改正の答申について

佐賀地方最低賃金審議会（会長 富田義典）は、佐賀労働局長（松森 靖）から 7 月 10 日に佐賀県最低賃金改正決定の諮問を受けて調査審議を続けてきましたが、下記により開催される予定の第 408 回佐賀地方最低賃金審議会にて、佐賀県最低賃金の改正について答申を行う予定です。

なお、佐賀県最低賃金については、佐賀県内の労働者又は使用者の異議申出及びその審議を経て、佐賀労働局長が決定し、官報への公示手続きを行い、効力発生することとなります。

記

- 1 日 時
平成 29 年 8 月 7 日（月曜日） 午後 5 時 00 分から（予定）
- 2 場 所
佐賀第二合同庁舎 5 階 共用大会議室 2
（佐賀市駅前中央 3 - 3 - 20）
- 3 議 題（予定）
 - (1) 佐賀県最低賃金の改正について
 - (2) 佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について
 - (3) その他

※ なお、誠に申し訳ありませんが、佐賀地方最低賃金審議会専門部会の調査審議の進展によっては、予定が変更になり、当日上記審議会が開催されない可能性があります。このため、当日の状況については、上記照会先あて御確認ください。

参考事項

- 1 最低賃金審議会委員は公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の各代表5名の計15名で構成される。
- 2 現在の佐賀県最低賃金は、昨年の改正で21円引き上げられ、時間額715円となり、平成28年10月2日から発効している。

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。アルバイト、パートタイム労働者などを含むすべての労働者とその使用者に適用される。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められている。

●目安制度について

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県を4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとしている。ただし、目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これに拘束されるものではないこととされている。

現在Aランクの東京都最低賃金は932円で最も高く、全国加重平均は823円である。

Dランクは福岡を除く九州・沖縄各県が含まれており、そのうち、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島が715円、宮崎、沖縄が714円である。